

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和5年12月26日(火曜日)

号外第69号

目次	ページ		
○条例		医療法施行条例の一部を改正する条例(健康医療・医療課)	8
神奈川県子ども・若者施策審議会条例(福祉子どもらい・次世代育成課)	4	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	8
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	4	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	9
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	10
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	5	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	12
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	13
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	6	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河港課)	14
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	6	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	15
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	7	○規則	
		神奈川県財務規則の一部を改正する規則(総務・財政課)	15

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

- 神奈川県子ども・若者施策審議会の設置に伴い、委員の委嘱等同審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他同審議会に関し必要な事項を定めることとした。(第2条～第9条関係)
- この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)として1法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)
- 指定特定非営利活動法人のうち4法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出に係る手続の見直しに伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 医療法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、(3)については、同年1月1日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

4 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項についての調査審議等を行うため、神奈川県子ども・若者施策審議会を設置するとともに、神奈川県青少年問題協議会及び神奈川県子ども・子育て会議を廃止することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、規定の整備を行うこととした。
- (4) 神奈川県子ども・子育て会議条例及び神奈川県青少年問題協議会条例は、廃止することとした。

5 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

- (1) 国際文化観光局とスポーツ局を統合し、文化スポーツ観光局とすることとした。(第4号関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

6 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

7 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

8 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

- (1) 漁港施設等の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

9 医療法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 医療法施行規則の一部改正に伴い、病院に置くべき従業者及びその員数について、栄養士又は管理栄養士は、病床数が100床以上の病院にあつては、1とすることとした。(第3条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

10 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

11 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

- (1) 都市公園の占用許可による使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

12 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 道路の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 道路法第32条第1項第3号に掲げる施設のうち自動運行補助施設及び道路法施行令第7条第14号に掲げる施設に係る占用料の徴収について定めることとした。(別表関係)
- (3) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

13 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 土地の専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

14 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 綾瀬市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

15 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

16 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 津久井警察署の庁舎新築移転のため、位置を変更することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において神奈川県公安委員会規則で定める日から施行することとした。

鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円	
その他の柱類	1 本 1 年	220円	170円	150円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円	250円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円	330円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	570円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円	870円	820円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
管類	外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円	
柵類		920円	770円	740円	720円	
看板	表示面積 1 平方メートル 1 年	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートル 1 年	150円	130円	120円	120円	
農耕地、牧草地等	1 年	14円	12円	11円	11円	

別表第2の備考1(1)中「綾瀬市」を削り、同表の備考1(2)中「伊勢原市」の次に「綾瀬市」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第96号

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	占用料等			
		所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	320円	270円	250円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	
第一種電柱	1 本 1 年	2,460円	1,940円	1,630円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,900円	1,600円	1,530円	
その他の柱類	1 本 1 年	220円	170円	150円	
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円
管類	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円
柵類			920円	770円	740円
看板	表示面積1平方メートル1年		8,200円	4,310円	1,330円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月		310円	260円	250円
土石の採取	砂	採取量1立方メートル	260円		
	砂利(径が6センチメートル以下のものをいう。)		300円		
	栗石(径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。)		360円		
	玉石(径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。)		460円		
	転石(径が30センチメートルを超えるものをいう。)		530円		
	混合土石		300円		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第97号

警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例(昭和29年神奈川県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表神奈川県津久井警察署の項位置の欄中「相模原市緑区中野308番地」を「相模原市緑区中野937番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

規 則

神奈川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第88号

神奈川県財務規則の一部を改正する規則

神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4農業振興課の項の次に次のように加える。

農地課	神奈川県手数料条例に基づく手数料
-----	------------------

別表第6環境農政局の項農水産部の項中

「農地課 」を

「農地課 指定されたグループリーダー」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。